

懲戒処分の公表

令和6年2月2日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	総合動植物公園 動植物園
職種又は職務の級	主査
年齢	40歳代
性別	男
処分内容	減給 10分の1 1月
処分理由（事案概要）	
（概要）	令和5年8月10日（木）午後2時50分頃、私用のためスーパーの駐車場内を自家用車にて運転中、安全運転義務違反により駐車場内を進行する歩行者との衝突事故を起こし、相手方に怪我を負わせた。
（処分理由）	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。
処分年月日	令和6年2月2日